

最新 労基法改正への 対策実務講座

～職場トラブルを未然に防止する決め手!～

就業規則は、労働基準法に基づき、労働時間、休日・休暇、賃金などの労働条件や職場の服務規律などを定め規程化したものです。従業員が安心して働くためには、職場の労働条件や規律をあらかじめ明らかにしておくことが必要です。就業規則が公開（周知）されていれば、職場でのトラブルを未然に防ぐことにもなりますし、思わぬ労務トラブルに陥る事態を回避できます。本講座では、近年、矢継ぎ早に相次いで働き方改革に関連した改正に、今ある就業規則に反映した対応できているか確認するとともに、どこをどのように具体的に改めておき、整備して見直しておくべきなのかを大切な就業規則を総点検していきます。

総務・管理者、労務の実務を担当する社員の皆様の受講をお薦めします。

日 時 3月14日(木)午後1時30分～4時30分

講 師 特定社会保険労務士 小島 信一 氏

会 費 法人会会員 1,000円・一般 3,000円 (当日受付)

場 所 エポカ21・4階翼の間 TEL0228-23-0021
栗原市志波姫新熊谷279-2



講 師 紹 介

特定社会保険労務士 小島 信一 氏

大学卒業後、大手酒類・食品卸会社営業職を経て平成8年小嶋経営労務事務所入所し、そこで社労士業務を11年間修行し、その後平成19年4月小島経営労務事務所所長として独立開業した。現在、中小企業から東証1部上場企業に至るまで多くの規模・業種の会社、非営利法人などをクライアントに持ち、就業規則の作成、労務相談、人事制度の設計・アドバイス、業務改革等のコンサルタント業務や社会保険の手続、助成金の申請、給与計算等の実務を行っている。また、都内をはじめ全国各地で講演活動も行い、ビジネス書・ビジネス雑誌の執筆も行っている。東京都社会保険労務士会理事。

講 座 内 容

- I. 【導入】
 - ・就業規則とは何か？作成義務のある会社はどんな会社か？
 - ・パートやアルバイトにも就業規則は必要か？
 - ・就業規則でなぜ職場トラブルが防げるのか
- II. 【働き方改革で改正された事項】
 - 1. 時間外上限規制、有給5日取得義務、その他改正点
 - 2. 同一労働・同一賃金に対応した賃金規程とは
 - 3. 労働時間把握義務、勤務間インターバルに対応した規定とは
 - 4. 育児休業、70歳雇用努力義務に対応した規定方法は
- III. 【コロナ禍で必要になった規程はどんなものがあるか】
 - 1. 感染した人、濃厚接触者の勤務体制に対応した規定とは
 - 2. 在宅勤務規程と運用ポイントは
 - 3. 退職勧奨、整理解雇規定は整備できているか
- IV. 【トラブルを未然に防ぐ規程とは】
 - 1. ハラスマントに対応する効果的な規定とは
 - 2. 服務規律を工夫してトラブルを防ぐ
 - 3. メンタルヘルス、休職規程の整備方法とは
 - 4. 営業秘密を持ち出さない、持ち込ませないために
- V. 【就業規則の届出】
 - 1. 意外に知らない就業規則届の正しい方法
 - 2. 旅費規程や個人情報保護規程は届出が必要か



労基法改正への対策実務講座申込書

令和6年 月 日

事業所名		
住 所		
連絡先	電話番号	FAX番号
受講者名		

※複数名可

※頂いた情報は、セミナー受講者管理または法人会からの研修等案内に利用させて頂きます。

※お申し込みはFAX:0228-22-2774へお送り下さい。